

改正案	現行
<p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合</u></p> <p>三 （略）</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判</p>	<p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>新株引受権証券若しくは新株引受権付社債券に係る新株の引受権の目的である株式の発行価格又は転換社債券の転換により発行すべき株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合</u></p> <p>三 （略）</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判</p>

断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一（略）

（新株引受権証書等の換算）

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証書については、新株の引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数）一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数）とする方法

二 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数とする方法

断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十条第一項の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一（略）

（新株引受権証書等の換算）

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証書又は新株引受権証券については、新株の引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数）一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数）第三号において同じ。）とする方法

二 転換社債券については、券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数）一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数）とする方法

三 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数とする方法

四 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

五 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ 新株引受権証書 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数)  
(一)未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)

ハ 新株予約権証券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

三 新株引受権付社債券については、当該新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数とする方法

四 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

五 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株引受権証券又は新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数)  
(一)未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)  
(二)において同じ。

ハ 転換社債券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる転換社債券の券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数  
(一)未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)

二 新株予約権付社債券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ヘ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内 国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

六 対象有価証券預託証券については、次の掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ 新株引受権証書 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証書の新株の引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数))

八 新株予約権証券 当該対象有価証券預託証券において表示さ

二 新株引受権付社債券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数

ホ 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ヘ 外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するもの 内 国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

六 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証券又は新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数))

八 転換社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される

れる権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

二 新株予約権付社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ホ 外国の法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ヘ 外国の法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

七 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ 新株引受権証書 当該償還を受ける新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数(新株引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数))

ハ 新株予約権証券 当該償還を受ける新株予約権証券の新株予

権利の目的である転換社債券の券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)

二 新株引受権付社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数

ホ 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される株式の数

ヘ 外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

七 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該償還を受ける新株引受権証券又は新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数))

ハ 転換社債券 当該償還を受ける転換社債券の券面額を転換に

約権の目的である株式の数

- 二 新株予約権付社債券 当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
- ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数
- ヘ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加し又は減少する場合

三 (略)

より発行すべき株式の発行価格で除して得た数)(未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て得た数)

- 二 新株引受権付社債券 当該償還を受ける新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数
- ホ 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数
- ヘ 外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 新株引受権証券若しくは新株引受権付社債券に係る新株の引受権の目的である株式の発行価格又は転換社債券の転換により発行すべき株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加し又は減少する場合

三 (略)

改 正 券

取 引

第一号様式

大量保有報告書・変更報告書  
(略)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社(ニ)

発行会社の 名 称	会社コード	頁/総 頁	/
	※ 1 上場 2 店頭		
上 場 証券取引所	※ 1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	提出者及び共 同保有者の総 数	名
本店所在地		提出形態(ホ)	※1 連名 2 その他

2・3 (略)

4 上記提出者の保有株券等の内訳(チ)

	27条の23 第3項本文	27条の23 第3項第1号	27条の23 第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株		G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードワラント	D		J
株 券 預 託 証 券			
株 券 関 連 預 託 証 券	E		K

第一号様式

大量保有報告書・変更報告書  
(略)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社(ニ)

発行会社の 名 称	会社コード	頁/総 頁	/
	※ 1 上場 2 店頭		
上 場 証券取引所	※ 1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌	提出者及び共 同保有者の総 数	名
本店所在地		提出形態(ホ)	※1 連名 2 その他

2・3 (略)

4 上記提出者の保有株券等の内訳(チ)

	27条の23 第3項本文	27条の23 第3項第1号	27条の23 第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株		H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券カードワラント	E		L
株 券 預 託 証 券			

対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
合計	<u>M</u> 株	<u>N</u> 株	<u>O</u> 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>	発行済株式総数 (年月日現在)	<u>S</u> 株
保有株券等の数 (総数) ( <u>M</u> + <u>N</u> + <u>O</u> - <u>P</u> )	<u>Q</u>	上記提出者の株券等保有割合 ( <u>Q</u> / <u>(R+S)</u> ×100)	%
保有潜在株式の数 ( <u>A</u> + <u>B</u> + <u>C</u> + <u>D</u> + <u>E</u> + <u>F</u> + <u>G</u> + <u>H</u> + <u>I</u> + <u>J</u> + <u>K</u> + <u>L</u> )	<u>R</u>	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

5・6 (略)

7 保有株券等の取得資金(ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	<u>T</u>	借入金額計 (千円)	<u>U</u>
その他 (具体的に)			
			その他金額計 (千円) <u>V</u>
取得資金合計 ( <u>T</u> + <u>U</u> + <u>V</u> ) (千円)			

(2)・(3) (略)

第2 共同保有者に関する事項

1 (略)

2 上記共同保有者の保有株券等の内訳(ワ)

	27条の23	27条の23	27条の23
--	--------	--------	--------

株券関連預託証券	<u>F</u>		<u>M</u>
対象有価証券償還社債	<u>G</u>		<u>N</u>
合計	<u>O</u> 株	<u>P</u> 株	<u>Q</u> 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>R</u>	発行済株式総数 (年月日現在)	<u>U</u> 株
保有株券等の数 (総数) ( <u>O</u> + <u>P</u> + <u>Q</u> - <u>R</u> )	<u>S</u>	上記提出者の株券等保有割合 ( <u>S</u> / <u>(T+U)</u> ×100)	%
保有潜在株式の数 ( <u>A</u> + <u>B</u> + <u>C</u> + <u>D</u> + <u>E</u> + <u>F</u> + <u>G</u> + <u>H</u> + <u>I</u> + <u>J</u> + <u>K</u> + <u>L</u> + <u>M</u> + <u>N</u> )	<u>T</u>	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

5・6 (略)

7 保有株券等の取得資金(ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	<u>R</u>	借入金額計 (千円)	<u>S</u>
その他 (具体的に)			
			その他金額計 (千円) <u>T</u>
取得資金合計 ( <u>R</u> + <u>S</u> + <u>T</u> ) (千円)			

(2)・(3) (略)

第2 共同保有者に関する事項

1 (略)

2 上記共同保有者の保有株券等の内訳(ワ)

	27条の23	27条の23	27条の23
--	--------	--------	--------



	第3項本文	第3項第1号	第3項第2号					
株券	株	株	株					
新株引受権証書	A 株	/	G 株					
新株予約権証書	B 株		H 株					
新株予約権付社債券	C 株		I 株					
対象有価証券カードワラント	D		J					
株券預託証券								
株券関連預託証券	E		K					
対象有価証券償還社債	F		L					
合計	M 株	N 株	O 株					
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (年月日現在)</td> <td>S 株</td> </tr> <tr> <td>上記共同保有者の株券等保有割合 (<math>Q / (R+S) \times 100</math>)</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載された株券等保有割合</td> <td>%</td> </tr> </table>	発行済株式総数 (年月日現在)	S 株	上記共同保有者の株券等保有割合 ( $Q / (R+S) \times 100$ )	%	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%
発行済株式総数 (年月日現在)	S 株							
上記共同保有者の株券等保有割合 ( $Q / (R+S) \times 100$ )	%							
直前の報告書に記載された株券等保有割合	%							
保有株券等の数 (総数) ( $M+N+O-P$ )	Q							
保有潜在株式の数 ( $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L$ )	R							

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

- (略)
- 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳(ヨ)

/	27条の23	27条の23	27条の23
---	--------	--------	--------

	第3項本文	第3項第1号	第3項第2号					
株券	株	株	株					
新株引受権証書	A 株	/	H 株					
新株引受権証書	B 株		I 株					
転換社債券	C 株		J 株					
新株引受権付社債券	D 株		K 株					
対象有価証券カードワラント	E		L					
株券預託証券								
株券関連預託証券	F		M					
対象有価証券償還社債	G		N					
合計	O 株	P 株	Q 株					
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (年月日現在)</td> <td>U 株</td> </tr> <tr> <td>上記共同保有者の株券等保有割合 (<math>S / (T+U) \times 100</math>)</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載された株券等保有割合</td> <td>%</td> </tr> </table>	発行済株式総数 (年月日現在)	U 株	上記共同保有者の株券等保有割合 ( $S / (T+U) \times 100$ )	%	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%
発行済株式総数 (年月日現在)	U 株							
上記共同保有者の株券等保有割合 ( $S / (T+U) \times 100$ )	%							
直前の報告書に記載された株券等保有割合	%							
保有株券等の数 ( $O+P+Q-R$ )	S							
保有潜在株式の数 ( $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ )	T							

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

- (略)
- 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳(ヨ)

/	27条の23	27条の23	27条の23
---	--------	--------	--------

	第3項本文	第3項第1号	第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証書	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計	M 株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (年月日現在)	S 株
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	上記提出者及び 共同保有者の株 券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に 記載された株券 等保有割合	%

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 個別事項  
(イ)～(ハ) (略)

	第3項本文	第3項第1号	第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証書	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券カードワラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合 計	O 株	P 株	Q 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	発行済株式総数 (年月日現在)	U 株
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R)	S	上記提出者及び 共同保有者の株 券等保有割合 (S/(T+U)×100)	%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	直前の報告書に 記載された株券 等保有割合	%

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 個別事項  
(イ)～(ハ) (略)

第1 提出者に関する事項

(ニ)～(チ) (略)

(リ) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1) (略)

(2) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類の別がある場合には、その別を記載すること。

(3)・(4) (略)

(ヌ)・(ル) (略)

第2・第3 (略)

第1 提出者に関する事項

(ニ)～(チ) (略)

(リ) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

(1) (略)

(2) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券の別を記載し、株券等に種類の別がある場合には、その別を記載すること。

(3)・(4) (略)

(ヌ)・(ル) (略)

第2・第3 (略)

改正案	現行
<p><b>第二号様式</b></p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(イ) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証書、<u>新株予約権証券</u>、<u>新株予約権付社債券等</u>の別を記載し、株券等に種類がある場合には、その別を記載すること。</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	<p><b>第二号様式</b></p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(イ) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証書、<u>新株引受権証券</u>、<u>転換社債券</u>、<u>新株引受権付社債券</u>の別を記載し、株券等に種類がある場合には、その別を記載すること。</p> <p>(3)~(6) (略)</p>

改 正 券

取 引

第三号様式

大量保有報告書・変更報告書  
(略)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	会社コード	頁/総 頁	/
	※ 1 上場 2 店頭		
上 場 証券取引所	※ 1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	提出者及び共 同保有者の総 数	名
本店所在地		提出形態	※1 連名 2 その他

2・3 (略)

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23 第3項本文	27条の23 第3項第1号	27条の23 第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードワラント	D		J
株 券 預 託 証 券			
株 券 関 連 預 託 証 券	E		K

第三号様式

大量保有報告書・変更報告書  
(略)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	会社コード	頁/総 頁	/
	※ 1 上場 2 店頭		
上 場 証券取引所	※ 1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌	提出者及び共 同保有者の総 数	名
本店所在地		提出形態	※1 連名 2 その他

2・3 (略)

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23 第3項本文	27条の23 第3項第1号	27条の23 第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K 株
対象有価証券カードワラント	E		L
株 券 預 託 証 券			

対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
合計	<u>M</u> 株	<u>N</u> 株	<u>O</u> 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>	発行済株式総数 (年月日現在)	<u>S</u> 株
保有株券等の数 (総数) ( <u>M</u> + <u>N</u> + <u>O</u> - <u>P</u> )	<u>Q</u>	上記提出者の株券等保有割合 ( <u>Q</u> / <u>(R+S)</u> ×100)	%
保有潜在株式の数 ( <u>A</u> + <u>B</u> + <u>C</u> + <u>D</u> + <u>E</u> + <u>F</u> + <u>G</u> + <u>H</u> + <u>I</u> + <u>J</u> + <u>K</u> + <u>L</u> )	<u>R</u>	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

5 (略)

第2 共同保有者に関する事項

1 (略)

2 上記共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23 第3項本文	27条の23 第3項第1号	27条の23 第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	<u>A</u> 株		<u>G</u> 株
新株予約権証券	<u>B</u> 株		<u>H</u> 株
新株予約権付社債券	<u>C</u> 株		<u>I</u> 株
対象有価証券カードフロント	<u>D</u>		<u>J</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>E</u>		<u>K</u>

株券関連預託証券	<u>F</u>		<u>M</u>
対象有価証券償還社債	<u>G</u>		<u>N</u>
合計	<u>O</u> 株	<u>P</u> 株	<u>Q</u> 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>R</u>	発行済株式総数 (年月日現在)	<u>U</u> 株
保有株券等の数 (総数) ( <u>O</u> + <u>P</u> + <u>Q</u> - <u>R</u> )	<u>S</u>	上記提出者の株券等保有割合 ( <u>S</u> / <u>(T+U)</u> ×100)	%
保有潜在株式の数 ( <u>A</u> + <u>B</u> + <u>C</u> + <u>D</u> + <u>E</u> + <u>F</u> + <u>G</u> + <u>H</u> + <u>I</u> + <u>J</u> + <u>K</u> + <u>L</u> + <u>M</u> + <u>N</u> )	<u>T</u>	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

5 (略)

第2 共同保有者に関する事項

1 (略)

2 上記共同保有者の保有株券等の内訳(ワ)

	27条の23 第3項本文	27条の23 第3項第1号	27条の23 第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	<u>A</u> 株		<u>H</u> 株
新株引受権証券	<u>B</u> 株		<u>I</u> 株
転換社債券	<u>C</u> 株		<u>J</u> 株
新株引受権付社債券	<u>D</u> 株		<u>K</u> 株
対象有価証券カードフロント	<u>E</u>		<u>L</u>
株券預託証券			

対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
合計	<u>M</u> 株	<u>N</u> 株	<u>O</u> 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>	発行済株式総数 (年月日現在)	<u>S</u> 株
保有株券等の数 (総数) ( <u>M</u> + <u>N</u> + <u>O</u> - <u>P</u> )	<u>Q</u>	上記共同保有者の株券等保有割合 ( <u>Q</u> / <u>(R+S)</u> ×100)	%
保有潜在株式の数 ( <u>A</u> + <u>B</u> + <u>C</u> + <u>D</u> + <u>E</u> + <u>F</u> + <u>G</u> + <u>H</u> + <u>I</u> + <u>J</u> + <u>K</u> + <u>L</u> )	<u>R</u>	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

- 1 (略)
- 2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23 第3項本文	27条の23 第3項第1号	27条の23 第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	<u>A</u> 株	/	<u>G</u> 株
新株予約権証券	<u>B</u> 株		<u>H</u> 株
新株予約権付社債券	<u>C</u> 株		<u>I</u> 株
対象有価証券カードフロント	<u>D</u>		<u>J</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>E</u>		<u>K</u>

株券関連預託証券	<u>F</u>		<u>M</u>
対象有価証券償還社債	<u>G</u>		<u>N</u>
合計	<u>O</u> 株	<u>P</u> 株	<u>Q</u> 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>R</u>	発行済株式総数 (年月日現在)	<u>U</u> 株
保有株券等の数 ( <u>O</u> + <u>P</u> + <u>Q</u> - <u>R</u> )	<u>S</u>	上記共同保有者の株券等保有割合 ( <u>S</u> / <u>(T+U)</u> ×100)	%
保有潜在株式の数 ( <u>A</u> + <u>B</u> + <u>C</u> + <u>D</u> + <u>E</u> + <u>F</u> + <u>G</u> + <u>H</u> + <u>I</u> + <u>J</u> + <u>K</u> + <u>L</u> + <u>M</u> + <u>N</u> )	<u>T</u>	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

- 1 (略)
- 2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

	27条の23 第3項本文	27条の23 第3項第1号	27条の23 第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証書	<u>A</u> 株	/	<u>H</u> 株
新株引受権証券	<u>B</u> 株		<u>I</u> 株
転換社債券	<u>C</u> 株		<u>J</u> 株
新株引受権付社債券	<u>D</u> 株		<u>K</u> 株
対象有価証券カードフロント	<u>E</u>		<u>L</u>
株券預託証券			

対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
合計	<u>M</u> 株	<u>N</u> 株	<u>O</u> 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>		
発行済株式総数 (年月日現在)		<u>S</u> 株	
保有株券等の数 (総数) ( <u>M</u> + <u>N</u> + <u>O</u> - <u>P</u> )	<u>Q</u>		%
保有潜在株式の数 ( <u>A</u> + <u>B</u> + <u>C</u> + <u>D</u> + <u>E</u> + <u>F</u> + <u>G</u> + <u>H</u> + <u>I</u> + <u>J</u> + <u>K</u> + <u>L</u> )	<u>R</u>		%
		上記提出者及び共同保有者の株券等保有割合 ( <u>Q</u> / <u>(R+S)</u> ×100)	%
		直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

(記載上の注意)  
(略)

株券関連預託証券	<u>F</u>		<u>M</u>
対象有価証券償還社債	<u>G</u>		<u>N</u>
合計	<u>O</u> 株	<u>P</u> 株	<u>Q</u> 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>R</u>		
発行済株式総数 (年月日現在)		<u>U</u> 株	
保有株券等の数 (総数) ( <u>O</u> + <u>P</u> + <u>Q</u> - <u>R</u> )	<u>S</u>		%
保有潜在株式の数 ( <u>A</u> + <u>B</u> + <u>C</u> + <u>D</u> + <u>E</u> + <u>F</u> + <u>G</u> + <u>H</u> + <u>I</u> + <u>J</u> + <u>K</u> + <u>L</u> + <u>M</u> + <u>N</u> )	<u>T</u>		%
		上記提出者及び共同保有者の株券等保有割合 ( <u>S</u> / <u>(T+U)</u> ×100)	%
		直前の報告書に記載された株券等保有割合	%

(記載上の注意)  
(略)